

京都新聞 (朝刊・夕刊)

平成26年 11月26日 (水)

京都市 県庁 楽町

2014年(平成26年)11月26日 水曜日

## 子どもの名に使える漢字

常用漢字

2136字

「花」「子」「太」「郎」など

人名用漢字

861字※

「聰」「靖」「也」など 異体字含む※

- 「穹」「禱」…裁判でOKに
- ✗「破」……裁判で認められず

戸籍法規則改正へ

- 「巫」…裁判でOKに

巫女(みこ)

# 巫 人名使えます

法務省、法規則改正へ

法務省が子どもの名に使える漢字と認めていなかつた「巫女(みこ)」の「巫」の字を使えるようにするため、近く戸籍法施行規則を改正して人名用漢字に追加することが26日、同省への取材で分かった。生まれた子の名前に「巫」を使った出生届を受理されなかつた両親が不服を申し立てた家庭審判で勝訴したため、司法判断による改正は2009年の「穹(きょう)」「禱(とう)」以来になる。

戸籍法は「子の名前には常用平易な文字を用いなければならぬ」と規定し、

司法院による改正是2009年の「穹(きょう)」「禱(とう)」以来になる。

県松本市の夫婦が「巫」を含む名前で新生児の出生届を市役所に出したところ受理されず、いったん「未定」として提出。その後再び「巫」

を用了名で届け出たが受理されなかつたため、津家裁松阪支部に不服を申し立てた。

同支部は今年3月、「明らかに常用平易な文字だ」と判断して市側に受理を命じた。市側は即時抗告した

人名用漢字現在、法務省令で定める「人名用漢字」は法定された「常用漢字」2136字と、法務省令で定める「人名用漢字」861字(異体字を含む)の計2997字に限定される。人名用漢字は追加の要望や司法判断などを受けて見直しが重ねられており、2004年に計698字が追加された。漢字の読みについて制限はない。

## 制限、時代に合わぬ

**安岡孝一**京都大准教授(人文情報学)の話 子の名の使用をめぐる訴訟は毎年100件以上あるとみられるが、親側が勝つのは極めて珍しく、奇跡的なケースといえる。伊勢神宮のある三重県では「巫女(みこ)」の「巫」の知名度が高いことも勝因だったのではないか。そもそも使え

が、名古屋高裁が8月に抗告を棄却し、確定した。「巫」の使用をめぐって誤つて出生届を受理した後、両親に訂正を求めたケ

は、北海道中頓別町役場が誤つて出生届を受理した後、両親に訂正を求めたケ

を求めた両親がいつたん別の字に変更して提出したことと理由に、家庭審判で認められなかつた例もある。最高裁は03年に「社会通念上、常用平易であることとが明らかな文字を使用できないとした場合、違法、無効になる」との判断を示して「曾」の使用を認めていた。09年には「穹」「禱」

を使用可能と認めた大阪高裁の判断で法務省が規則を改正。一方で、常用漢字追加の要望も強かつた「破(は)」をめぐる裁判では、名古屋高裁、名古屋高裁が「常用平易といえない」と判断し、10年に最高裁で確定している。

る字数が3千足らずなことが問題で、パソコンや携帯電話の普及で多くの漢字を扱えるようになつた今、子の名の漢字を制限すること自体が時代に合わなくなつていて。親の希望を調べて、1万字くらいまで大幅に増やしてもいいのではないか。

## 三重の親勝訴 「常用平易」